

毎週火・金曜日発行



秋田県公報

目 次

人事委員会規則

- 人事委員会規則一 (規則の分類)の一部を改正する規則
- 人事委員会規則二 (現行の規則の廃止)の一部を改正する規則
- 人事委員会規則三 (初任給、昇格、昇給等の基準)の一部を改正する規則
- 人事委員会規則四 (給料の調整額)等の一部を改正する規則
- 人事委員会規則五 (期末手当及び勤勉手当)の一部を改正する規則
- 人事委員会規則六 (管理職員特別勤務手当)の一部を改正する規則
- 人事委員会規則七 (初任給調整手当)の一部を改正する規則
- 人事委員会規則八 (特勤勤務手当)の一部を改正する規則
- 人事委員会規則九 (平成十四年改正条例附則第二項の規定による職務の級における最高の号給を超える給料月額等を受ける職員の給料の切替え等)
- 人事委員会規則十 (平成十五年三月に支給する期末手当に関する特例措置)
- 人事委員会規則十一 (職員の勤務時間、休日及び休暇)の一部を改正する規則
- 人事委員会規則十二 (外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等)の一部を改正する規則
- 人事委員会規則十三 (公平委員会の事務委託市町村及び一部事務組合の管理職員等の範囲)の一部を改正する規則
- 人事委員会規則十四 (一般職の任期付職員の採用等)

人事委員会規則

- 人事委員会規則一 (規則の分類)の一部を改正する規則をここに公布する。
- 平成十四年十二月二十四日

秋田県人事委員会委員長 加賀谷 殷

人事委員会規則一 (規則の分類)の一部を改正する規則

規則一 (規則の分類)の一部を次のように改正する。
「一二〇の系列 任期付研究員」を「一二〇の系列 任期付研究員」に改める。
「一三〇の系列 任期付職員」を「一三〇の系列 任期付職員」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

人事委員会規則一 三(現行の規則の廃止)の一部を改正する規則をここに公布する。
平成十四年十二月二十四日

秋田県人事委員会委員長 加賀谷 殷

人事委員会規則一 三(現行の規則の廃止)の一部を改正する規則

規則一 三(現行の規則の廃止)の一部を次のように改正する。
第二条に次のように加える。

規則七 八六(平成六年改正条例附則第三項の規定による最高号給等を受ける職員の給料の切替え等)

規則七 八七(平成七年改正条例附則第三項の規定による最高号給等を受ける職員の給料の切替え等)

規則七 八八(平成八年改正条例附則第六項の規定による最高号給等を受ける職員の給料の切替え等)

規則七 八九(平成九年改正条例附則第三項の規定による最高号給等を受ける職員の給料の切替え等)

規則七 九〇(平成十年改正条例附則第三項の規定による最高号給等を受ける職員の給料の切替え等)

規則七 九一(平成十一年改正条例附則第三項の規定による最高号給等を受ける職員の給料の切替え等)

規則七 九二(特例一時金)

規則七 九五(最高号給等を受ける職員の給料の切替え等)

規則七 九九(最高号給等を受ける職員の給料の切替え等)

附 則
この規則は、平成十五年一月一日から施行する。
人事委員会規則七 〇(初任給、昇格、昇給等の基準)の一部を改正する規則をこ

ここに公布する。
平成十四年十二月二十四日

秋田県人事委員会委員長 加賀谷 殷

人事委員会規則七 ○(初任給、昇格、昇給等の基準)の一部を改正する規則
規則七 ○(初任給、昇格、昇給等の基準)の一部を次のように改正する。
第三十九条第四号の三中「第二十条の三第一項」を「第二十条の五第一項」に改める。

別表第二のホの表の備考第二項中「附則第十項の規定により同等学校教諭の」を「附則第八項の規定により同等学校教諭の」に改める。

別表第七の二中

20号給	13号給
9号給	8号給

を

20号給	14号給
10号給	8号給

に

22号給

11号給

を

23号給	11号給
------	------

に

12号給	12号給
11号給	12号給

を

12号給	13号
12号給	12号

評	評
---	---

に改める。

附 則

(施行期日等)

- 1 この規則は、平成十五年一月一日から施行する。ただし、第三十九条第四号の三の改正規定は、同年四月一日から施行する。
- 2 この規則(別表第二の改正規定に限る。)による改正後の規則七 ○(初任給、昇格、昇給等の基準)の規定は、平成十四年七月一日から適用する。
(施行日における昇格又は降格の特例)
- 3 この規則の施行の日(昇格又は降格した職員については、当該昇格又は降格がないものとした場合にその者が同日に受けることとなる給料月額を同日の前日に受けていたものとみなしてこの規則による改正後の規則七 ○(初任給、昇格、昇給等の基準)第二十三条又は第二十四条の規定を適用する。

人事委員会規則七 二(給料の調整額)等の一部を改正する規則をここに公布する。
平成十四年十二月二十四日

秋田県人事委員会委員長 加賀谷 殷

人事委員会規則七 二(給料の調整額)等の一部を改正する規則
(規則七 二(給料の調整額)の一部改正)
第一条 規則七 二(給料の調整額)の一部を次のように改正する。
別表第二を次のように改める。

別表第二 調整基本額表(第二条関係)

イ 行政職給料表

職務の級	調 整 基 本 額
1 級	5,200円
2 級	6,600円
3 級	8,600円。ただし、1号給8,352円
4 級	9,900円
5 級	10,300円
6 級	11,000円
7 級	11,400円
8 級	12,000円
9 級	13,000円
10 級	13,700円
11 級	15,600円

ロ 公安職給料表

職務の級	調 整 基 本 額
1 級	8,200円。ただし、2号給7,087円、3号給7,384円、4号給7,704円、5号給8,023円
2 級	9,100円。ただし、2号給7,780円、3号給8,109円、4号給8,518円、5号給8,964円
3 級	9,900円。ただし、2号給8,973円、3号給9,351円、4号給9,724円
4 級	10,700円。ただし、1号給10,485円
5 級	11,400円
6 級	12,100円
7 級	12,400円
8 級	12,900円
9 級	13,400円
10 級	14,100円

ハ 海事職給料表

職務の級	調 整 基 本 額
1 級	6,900円
2 級	8,700円
3 級	11,300円
4 級	13,000円
5 級	13,700円

ニ 教育職給料表一)

職務の級	調 整 基 本 額
1 級	9,500円。ただし、2号給7,272円、3号給7,627円、4号給8,086円、5号給8,572円、6号給8,923円、7号給9,261円
2 級	11,200円。ただし、2号給9,171円、3号給9,576円、4号給9,985円、5号給10,426円、6号給10,858円
3 級	12,800円。ただし、1号給11,493円、2号給12,082円、3号給12,663円
4 級	13,700円。ただし、1号給12,991円、2号給13,671円
5 級	16,400円

ホ 教育職給料表二)

職務の級	調 整 基 本 額
1 級	9,400円。ただし、2号給6,664円、3号給6,948円、4号給7,272円、5号給7,627円、6号給8,037円、7号給8,487円、8号給8,793円、9号給9,103円
2 級	11,800円。ただし、2号給8,640円、3号給8,959円、4号給9,283円、5号給9,630円、6号給9,994円、7号給10,498円、8号給11,029円、9号給11,565円
3 級	12,900円(条例別表第四口の備考2に定める職員にあつては、13,100円)
4 級	14,200円

へ 研究職給料表

職務の級	調 整 基 本 額
1 級	8,100円。ただし、2号給6,084円、3号給6,282円、4号給6,511円、5号給6,795円、6号給7,137円、7号給7,519円、8号給7,924円
2 級	9,800円。ただし、2号給8,302円、3号給8,748円、4号給9,166円、5号給9,585円
3 級	11,700円。ただし、1号給11,605円
4 級	12,600円
5 級	15,800円。ただし、1号給15,498円

ト 医療職給料表一)

職務の級	調 整 基 本 額
1 級	11,200円。ただし、2号給10,692円、3号給11,151円
2 級	14,000円。ただし、1号給13,459円
3 級	15,600円
4 級	16,800円

チ 医療職給料表二)

職務の級	調 整 基 本 額
1 級	6,200円
2 級	8,100円。ただし、2号給7,983円
3 級	9,700円。ただし、1号給9,319円、2号給9,648円
4 級	10,300円
5 級	11,300円
6 級	12,100円
7 級	13,200円

リ 医療職給料表三)

職務の級	調 整 基 本 額
1 級	8,100円。ただし、2号給6,876円、3号給7,128円、4号給7,389円、5号給7,668円、6号給8,041円
2 級	10,000円。ただし、2号給8,091円、3号給8,469円、4号給8,887円、5号給9,157円、6号給9,427円、7号給9,706円
3 級	10,400円。ただし、1号給10,021円、2号給10,341円
4 級	10,800円
5 級	11,100円
6 級	12,500円

(規則七 二(給料の調整額)の一部を改正する規則の一部改正)

第二条 規則七 二(給料の調整額)の一部を改正する規則(平成七年十二月二十二日公布)の一部を次のように改正する。

附則第二項及び第三項を次のように改める。

2 平成十五年一月一日(以下「新基準日」という。)(の前日において給料の調整を行う職を占める職員のうち、同日に受ける給料月額(新基準日以後に人事委員会の定める異動をした職員にあつては、人事委員会の定める給料月額。以下この項において「基礎給料月額」という。)(及び基礎給料月額に基づき新基準日の前日におけるこの規則による改正後の規則七 二(給料の調整額)(以下この項及び附則第四項において「改正後の規則」という。)(第二条第二項の規定により算出した額の合計額から基礎給料月額と新基準日の前日に受ける職務の級及び号給(同日に受ける号給が附則別表第一の号給欄に掲げる号給である場合にあつては、同日に受ける号給の号数に当該号給欄に掲げる号給に対応する同表の調整数欄に掲げる数を加えた号数の号給)の平成八年一月一日において適用される給料月額(新基準日の前日に受ける職務の級の号給が平成八年一月一日における当該職務の級の最高の号給の号数を超える号数の号給又は同日における当該職務の級の最高の号給の号数を超えない号数の号給で同年四月一日における当該職務の級の最高の号給の号数を超える号数のものである職員及び新基準日の前日に受ける給料月額が職務の級の最高の号給(教育職給料表(一)の職務の級五級にあつては、特号給がないものとした場合の最高の号給)の給料月額を超える給料月額である職員並びに新基準日以後に人事委員会の定める異動をした職員にあつては、人事委員会が別に定める給料月額。以下この項において「旧基準日の対応給料月額」という。)(との差額の二分の一を減じた額(以下この項において「改正後の仮定給料の月額」という。)(が、旧基準日の対応給料月額及び旧基準日の対応給料月額を算出の基礎としてこの規則による改正前の規則七 二(給料の調整額)(附則第四項において「改正前の規則」という。)(第二条第二項の規定の例により得られる額の合計額(以下この項において「改正前の仮定給料の月額」という。)(に達しない職員の給料の調整額は、改正後の規則第二条第一項の規定にかかわらず、平成十八年三月三十一日までの間において引き続き当該職又は当該職と改正後の規則別表第一の調整数欄に掲げる調整数(次項から附則第五項までにおいて「調整数」という。)(が同一である職を占める間、同条第一項の規定により算出した額に、改正前の仮定給料の月額と改正後の仮定給料の月額との差額に附則別表第二の上欄に掲げる期間の区分に応じ同表の下欄に掲げる割合を乗じて得た額(その額に一円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額)を加えた額とする。

3 新基準日以後に新たに給料の調整を行う職を占めることとなった職員(新基準日以後に新たに職員となつた者を除く。)(の給料の調整額については、当該職に係る調整数を新基準日の前日における当該職員に係る調整数とみなして、前項の規定を準用する。

附則第四項中「前二項」を「附則第二項から前項まで」に改め、同項を附則第六項とし、附則第三項の次に次の二項を加える。

4 新基準日以後に新たに給料の調整を行う職を占めることとなった職員(新基準日以後に新たに職員となつた者に限る。)(のうち、当該職に係る調整数を新基準日の前日における当該職員に係る調整数とみなした場合に、新たに職員となつた日(人事委員会の定める職員にあつては、人事委員会の定める日。以下この項において同じ。)(に受ける職務の級及び号給の新基準日の前日において適用される給料月額(新たに職員となつた日に受ける給料月額が職務の級の最高の号給(教育職給料表(一)の職務の級五級にあつては、特号給がないものとした場合の最高の号給)の給料月額を超える給料月額である職員及び新たに職員となつた日後に人事委員会の定める異動をした職員にあつては、人事委員会の定める給料月額。以下この項において「みなし基礎給料月額」という。)(及びみなし基礎給料月額に基づき新基準日の前日における改正後の規則第二条第二項の規定により算出した額の合計額からみなし基礎給料月額と新たに職員となつた日に受ける職務の級及び号給(新たに職員となつた日に受ける号給が附則別表第一の号給欄に掲げる号給である場合にあつては、新たに職員となつた日に受ける号給の号数に当該号給欄に掲げる号給に対応する同表の調整数欄に掲げる数を加えた号数の号給)の平成八年一月一日において適用される給料月額(新たに職員となつた日に受ける職務の級の号給が平成八年一月一日における当該職務の級の最高の号給の号数を超える号数の号給又は同日における当該職務の級の最高の号給の号数を超えない号数の号給で同年四月一日における当該職務の級の最高の号給の号数を超える号数のものである職員及び新たに職員となつた日に受ける給料月額が職務の級の最高の号給(教育職給料表(一)の職務の級五級にあつては、特号給がないものとした場合の最高の号給)の給料月額を超える給料月額である職員並びに新たに職員となつた日後に人事委員会の定める異動をした職員にあつては、人事委員会が別に定める給料月額。以下この項において「旧基準日の対応給料月額」という。)(との差額の二分の一を減じた額(以下この項において「改正後の仮定給料の月額」という。)(が、旧基準日の対応給料月額及び旧基準日の対応給料月額を算出の基礎として改正前の規則第二条第二項の規定の例により得られる額の合計額(以下この項において「改正前の仮定給料の月額」という。)(に達しない職員の給料の調整額は、改正後の規則第二条第二項の規定にかかわらず、平成十八年三月三十一

日までの間において引き続き当該職又は当該職と調整数が同一である職を占める間、同項の規定により算出した額に、改正前の仮定給料の月額と改正後の仮定給料の月額との差額に附則別表第二の上欄に掲げる期間の区分に応じ同表の下欄に掲げる割合を乗じて得た額(その額に一円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額)を加えた額とする。

5 新基準日の前日において給料の調整を行う職を占める職員で新基準日以後に調整数が異なる職に異動したもの又は新基準日以後に新たに給料の調整を行う職を占めることとなった職員で当該職を占めることとなった日後に調整数が異なる職に異動したものの給料の調整額については、これらの異動後の職に係る調整数を新基準日の前日におけるこれらの職員に係る調整数とみなして、附則第二項(新基準日以後に新たに職員となった者)の規定を準用する。

附則別表中「~~逡巡濼~~」を「~~逡巡濼~~」に改め、同表を附則別表第一とし、同表の次に次の一表を加える。

附則別表第二(附則第二項、附則第四項関係)

平成十五年一月一日から同年三月三十一日まで	百分の百
平成十五年四月一日から平成十六年三月三十一日まで	百分の七十五
平成十六年四月一日から平成十七年三月三十一日まで	百分の五十
平成十七年四月一日から平成十八年三月三十一日まで	百分の二十五

附 則

この規則は、平成十五年一月一日から施行する。

人事委員会規則七 九(期末手当及び勤勉手当)の一部を改正する規則をここに公布する。

平成十四年十二月二十四日

秋田県人事委員会委員長 加賀谷 殷

人事委員会規則七 九(期末手当及び勤勉手当)の一部を改正する規則

規則七 九(期末手当及び勤勉手当)の一部を次のように改正する。

第一条第八号中「第二十条の三第一項」を「第二十条の五第一項」に改める。

第四条の三中「第二十一条第五項」を「第二十一条第六項」に改める。

第四条の四第一項中「第二十一条第五項」を「第二十一条第六項」に改め、同項中

第五号を第七号とし、第四号を第六号とし、第三号の次に次の二号を加える。

四 一般職の任期付職員の採用等に関する条例(平成十四年秋田県条例第六十九号。以下「任期付職員条例」という。)第四条第一項の給料表の適用を受ける職員のうち六号給以上の給料月額を受ける職員

五 任期付職員条例第四条第一項の給料表の適用を受ける職員のうち五号給の給料月額を受ける職員

第四条の四第二項中「第二十一条第五項」を「第二十一条第六項」に、「及び第四号」を、「第四号及び第六号」に、「及び第五号」を、「第五号及び第七号」に改める。

第六条第一項中「三箇月以内(基準日が十二月一日であるときは、六箇月以内)」を「六箇月以内」に改める。

第六条の五第一号中「第二十条の三第一項」を「第二十条の五第一項」に改める。

第十二条第一項後段を削る。

別表第一(医療職給料表(三)の項の次に次のように加える。

任期付職員 条例第四条 第一項の給 料表	五号給以上の給料月額を受ける職員	百分の二十
	四号給及び三号給の給料月額を受ける職員	百分の十五
	二号給及び一号給の給料月額を受ける職員	百分の十

別表第一の備考中「医療職給料表(一)」の下に、「任期付職員条例第四条第一項の給料表」を加える。

別表第三の三月一日の項を削る。

附 則

1 この規則は、平成十五年四月一日から施行する。ただし、第四条の四の改正規定(「第二十一条第五項」を「第二十一条第六項」に改める部分を除く。)及び別表第一の改正規定は、公布の日から施行する。

2 平成十五年六月に支給する期末手当に関するこの規則による改正後の規則七 九(期末手当及び勤勉手当)第六条第一項の規定の適用については、同項中「六箇月」とあるのは、「三箇月」とする。

人事委員会規則七 一一(管理職員特別勤務手当)の一部を改正する規則をここに公布する。

平成十四年十二月二十四日

秋田県人事委員会委員長 加賀谷 殷

人事委員会規則七 一一(管理職員特別勤務手当)の一部を改正する規則

規則七 一一(管理職員特別勤務手当)の一部を次のように改正する。
第一条中「第十八条の二」の下に「一般職の任期付職員の採用等に関する条例(平成十四年秋田県条例第六十九号。以下「任期付職員条例」という。)第五条第二項及び」を加える。

第二条第一項中第二号を第三号とし、第一号の次に次の一号を加える。

二 任期付職員条例第二条第一項の規定により採用された職員 次に掲げる当該職員が受ける任期付職員条例第四条第一項の給料表の号給又は給料月額に応じ、それぞれ次に定める額

イ 六号給及び七号給並びに任期付職員条例第四条第三項の規定による給料月額
一万二千円

ロ 五号給 一万円

ハ 二号給から四号給まで 八千円

ニ 一号給 六千円

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

人事委員会規則七 四五(初任給調整手当)の一部を改正する規則をここに公布する。

平成十四年十二月二十四日

秋田県人事委員会委員長 加賀谷 殷

人事委員会規則七 四五(初任給調整手当)の一部を改正する規則

規則七 四五(初任給調整手当)の一部を次のように改正する。

別表の備考以外の部分を次のように改める。

別表(第六条関係)

職員の区分 期間の区分	1 項 職 員			2 項 職 員
	1 種	2 種	3 種	
1 年 未 満	311,400円	272,300円	219,100円	50,800円
1 年 以 上 2 年 未 満	311,400	272,300	219,100	50,800
2 年 以 上 3 年 未 満	311,400	272,300	219,100	50,800
3 年 以 上 4 年 未 満	311,400	272,300	219,100	50,800
4 年 以 上 5 年 未 満	311,400	272,300	219,100	50,800
5 年 以 上 6 年 未 満	311,400	272,300	219,100	50,800
6 年 以 上 7 年 未 満	311,400	272,300	219,100	49,000
7 年 以 上 8 年 未 満	311,400	272,300	219,100	47,200
8 年 以 上 9 年 未 満	311,400	272,300	219,100	45,400
9 年 以 上 10 年 未 満	311,400	272,300	219,100	43,600
10 年 以 上 11 年 未 満	311,400	272,300	219,100	41,800
11 年 以 上 12 年 未 満	311,400	272,300	219,100	40,000
12 年 以 上 13 年 未 満	311,400	272,300	219,100	38,200
13 年 以 上 14 年 未 満	311,400	272,300	219,100	36,400
14 年 以 上 15 年 未 満	311,400	272,300	219,100	35,000
15 年 以 上 16 年 未 満	311,400	272,300	219,100	33,600
16 年 以 上 17 年 未 満	307,000	268,300	215,800	32,200
17 年 以 上 18 年 未 満	302,600	264,300	212,500	30,800
18 年 以 上 19 年 未 満	298,200	260,300	209,200	29,400
19 年 以 上 20 年 未 満	293,800	256,300	205,900	28,000
20 年 以 上 21 年 未 満	289,400	252,300	202,600	26,600
21 年 以 上 22 年 未 満	277,200	242,100	195,200	26,000
22 年 以 上 23 年 未 満	264,700	231,800	187,500	25,300
23 年 以 上 24 年 未 満	252,600	221,800	180,300	24,400
24 年 以 上 25 年 未 満	240,300	211,500	172,600	23,600
25 年 以 上 26 年 未 満	228,000	201,300	165,200	23,000
26 年 以 上 27 年 未 満	212,600	187,400	153,900	22,300
27 年 以 上 28 年 未 満	197,500	173,700	143,100	21,700
28 年 以 上 29 年 未 満	182,200	160,000	132,000	21,000
29 年 以 上 30 年 未 満	166,800	146,100	120,800	20,600
30 年 以 上 31 年 未 満	149,100	130,900	108,900	20,200
31 年 以 上 32 年 未 満	131,400	115,600	96,900	19,400
32 年 以 上 33 年 未 満	113,900	100,600	85,200	18,600
33 年 以 上 34 年 未 満	83,200	75,600	65,600	17,700
34 年 以 上 35 年 未 満	55,000	52,500	47,500	16,900

附 則
この規則は、平成十五年一月一日から施行する。

人事委員会規則七 六二(特地勤務手当等)の一部を改正する規則をここに公布する。

平成十四年十二月二十四日

秋田県人事委員会委員長 加賀谷 殷

人事委員会規則七 六二(特地勤務手当等)の一部を改正する規則

規則七 六二(特地勤務手当等)の一部を次のように改正する。

第三条第二項中「受けていた給料及び扶養手当の月額」の下に「(同日が平成十四年四月一日から同年十二月三十一日までのある職員にあつては、当該各号に定める日に係る給料及び扶養手当について一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例(平成十四年秋田県条例第七十一号)第一条の規定による改正後の条例(次条第二項において「平成十四年改正後の条例」という。)の規定によるものとした場合の給料及び扶養手当の月額)」を加える。

第四条第二項中「受けていた給料及び扶養手当の月額」の下に「(当該異動又は公署の移転の日が平成十四年四月一日から同年十二月三十一日までのある職員にあつては、当該異動又は公署の移転の日に係る給料及び扶養手当について平成十四年改正後の条例の規定によるものとした場合の給料及び扶養手当の月額)」を加える。

附 則

この規則は、平成十五年一月一日から施行する。

人事委員会規則七 一〇〇(平成十四年改正条例附則第二項の規定による職務の級における最高の号給を超える給料月額等を受ける職員の給料の切替え等)をここに公布する。

平成十四年十二月二十四日

秋田県人事委員会委員長 加賀谷 殷

人事委員会規則七 一〇〇(平成十四年改正条例附則第二項の規定による職務

の級における最高の号給を超える給料月額等を受ける職員の給料の切替え等)
(職務の級における最高の号給を超える給料月額の切替え等)

第一条 この規則の施行の日(以下「施行日」という。)の前日において一般職の職員の給与に関する条例(昭和二十八年秋田県条例第二十二号。以下「給与条例」という。)(別表第一から別表第六までの給料表に定める職務の級における最高の号給(給与条例別表第四の教育職給料表)の職務の級五級にあつては、二十三号給。以下この条において同じ。))を超える給料月額(給与条例別表第四口の備考2の規定

の適用を受ける職員にあつては、当該規定の適用がないものとした場合の給料月額。以下この条において同じ。))を受けていた職員の施行日における給料月額(以下「新給料月額」という。))は、次の式により算定した額とする。

施行日におけるその者の調する職務の級における調の号給とその下の調の号給との差額×その者の施行日の前日における給料月額、施行日の前日におけるその者の調する職務の(以下「旧給料月額」という。)) 級における調の号給の額

施行日の前日におけるその者の調する職務の級における調の号給とその下の調の号給との差額

第二条 前条の規定により新給料月額を決定される職員に対する施行日以後における最初の給与条例第五条第八項ただし書の規定又は一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例(平成十三年秋田県条例第三号)(附則第二項及び第三項の規定の適用については、その者の旧給料月額を受けていた期間(人事委員会の定める職員にあつては、人事委員会の定める期間)をその者の新給料月額を受ける期間に通算する。

(任期付研究員条例第五条第四項の規定による給料月額の切替え)

第三条 施行日の前日において一般職の任期付研究員の採用等に関する条例(平成十二年秋田県条例第五十二号)(第五条第四項の規定により百一十千円の給料月額を受けていた職員の新給料月額は、九十八万九千円とする。

附 則

この規則は、平成十五年一月一日から施行する。

人事委員会規則七 一〇一(平成十五年三月に支給する期末手当に関する特例措置)をここに公布する。

平成十四年十二月二十四日

秋田県人事委員会委員長 加賀谷 殷

人事委員会規則七 一〇一(平成十五年三月に支給する期末手当に関する特例

措置)

(改正条例附則第五項第一号の継続在職期間に含まれる期間)

第一条 一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例(平成十四年秋田県条例第七十一号。以下「改正条例」という。)(附則第五項第一号の規則で定める期間は、平成十四年四月一日から基準日(同号に規定する基準日)をいう。以下この条及び第三条第三項において同じ。)(までの間において、職員が人事交流等により引き続き次の各号に掲げる者となり、引き続き当該各号に掲げる者として勤務した後、引き続き職員となり、基準日まで引き続き在職した場合における当該各号に掲げる者となる前の職員として引き続き在職した期間とする。

一 市町村立学校職員の給与等に関する条例(昭和二十八年秋田県条例第五十九号)の適用を受ける職員

二 企業職員の給与の種類および基準を定める条例(昭和三十一年秋田県条例第五十一号)の適用を受ける職員

三 国又は他の地方公共団体の職員(第一号に掲げる職員を除く。)

四 公益法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律(平成十二年法律第五十号)第十条第二項に規定する退職派遣者

五 人事委員会が前各号に掲げる者に準ずると認める者

(改正条例附則第五項第二号の給料等の額の算定)

第二条 改正条例附則第五項第二号の規則で定める給料月額、規則七 一〇〇(平成十四年改正条例附則第二項の規定による職務の級における最高の号給を超える給料月額等を受ける職員の給料の切替え等)第一条又は第三条の規定を準用して得られる給料月額とする。この場合において、同規則第一条中「この規則の施行の日(以下「施行日」という。)(の前日において」とあるのは「一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例(平成十四年秋田県条例第七十一号。以下この条において「改正条例」という。)(附則第五項第一号に規定する継続在職期間(以下「継続在職期間」という。)(のうち「と」「職員の施行日における給料月額(以下「新給料月額」という。)(とあるのは「期間(以下この条において「特定期間」という。)(がある職員の特定期間における同項第二号に規定する給料等の額の算定の基礎となる給料月額(以下「基礎給料月額」という。)(と、同条の式中「施行日」とあるのは「改正条例第一条の規定による改正後の給与条例の規定による特定期間」と、「施行日の前日」とあるのは「特定期間」と、同規則第三条中「施行日の前日」とあるのは「継続在職期間」と、「新給料月額」とあるのは「基礎給料月額」と読み替えるものとする。

2 継続在職期間(改正条例附則第五項第一号に規定する継続在職期間をいう。次項において同じ。)(において改正条例第一条の規定による改正前の一般職の職員の給与に関する条例(昭和二十八年秋田県条例第二十二号)別表第一から別表第六までの給料表の適用を受けていた期間(改正条例附則第二項第一号に掲げる給料月額を受けていた期間を除く。)(がある職員の当該期間における改正条例附則第五項第二号に規定する給料等の額の算定の基礎となる給料月額は、当該期間において職員が属していた職務の級及びその者が受けていた号給の同条の規定による改正後の一般職の職員の給与に関する条例の規定による給料月額とする。

3 継続在職期間において規則七 二(給料の調整額)等の一部を改正する規則(平成十四年十二月二十四日公布。以下この項において「平成十四年改正規則」という。)(第二条の規定による改正前の規則七 二(給料の調整額)の一部を改正する

規則(平成七年十二月二十二日公布)附則第二項又は第三項の規定の適用を受けていた期間がある職員の当該期間における改正条例附則第五項第二号に規定する給料等の額の算定の基礎となる給料の調整額は、同規則附則第二項又は第三項の規定により算定した額から平成十四年改正規則第一条の規定による改正前の規則七 二(給料の調整額)第二条第二項の規定により算定した額を減じた額に、平成十四年改正規則第一条の規定による改正後の規則七 二(給料の調整額)第二条第二項の規定により算定した額を加えた額とする。

(改正条例附則第六項の県費負担教職員等であった者から引き続き新たに職員となつた者についての特例)

第三条 改正条例附則第六項の規則で定める者は、第一条第一号及び第二号に掲げる者(第三項において「県費負担教職員等」という。)(とする。

2 改正条例附則第六項の規則で定めるものは、人事交流等により新たに職員となつた者とする。

3 改正条例附則第六項の規則で定める額は、職員が県費負担教職員等であった期間について、当該県費負担教職員等に係る給与に関する条例又は規程の改正条例附則第五項各号の規定に相当する規定の例による額とする。この場合においては、当該期間の末日を当該規定の基準日に相当する日とみなす。

(補則)

第四条 この規則に定めるもののほか、平成十五年三月に支給する期末手当に関する特例措置の実施に関し必要な事項は、人事委員会が定める。

附 則

この規則は、平成十五年一月一日から施行する。

人事委員会規則八 六(職員の勤務時間、休日及び休暇)の一部を改正する規則をここに公布する。

平成十四年十二月二十四日

秋田県人事委員会委員長 加賀谷 殷

人事委員会規則八 六(職員の勤務時間、休日及び休暇)の一部を改正する規則

規則八 六(職員の勤務時間、休日及び休暇)の一部を次のように改正する。

第十二条の表ボランティア休暇の項第一号中「相当規模の」を削り、「被災地又はその周辺の地域」を「場合」に改め、同項第三号中「一及び二」を「前二号」に、「又は疾病」を「疾病又は老齢」に改め、同号の次に次の一号を加える。

四 国、地方公共団体若しくは公共的団体が行い、又は国若しくは地方公共団体が支援する事業であつて、社会福祉の増進、環境の保全、スポーツ及び芸術文化の

振興その他の県の施策と関連を有するものに協力する活動

第十二条の表保育休暇の項中「一年」を「一年六月」に、「三十分」を「一時間」に改め、同表の備考中「服忌休暇」を「ボランティア休暇(ボランティア休暇の項第一号に掲げる活動に係るものに限る。）」にあつては当該活動のため、服忌休暇」に、「葬儀等」を「葬儀等」に改める。

附則

この規則は、平成十五年一月一日から施行する。

人事委員会規則九 八(外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等)の一部を改正する規則をここに公布する。

平成十四年十二月二十四日

秋田県人事委員会委員長 加賀谷 殷

人事委員会規則九 八(外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等)の一部を改正する規則

規則九 八(外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等)の一部を次のように改正する。

附則第二項を削り、附則第一項の項番号を削る。

附則

この規則は、平成十五年一月一日から施行する。

人事委員会規則一一 一(公平委員会の事務委託市町村及び一部事務組合の管理職員等の範囲)の一部を改正する規則をここに公布する。

平成十四年十二月二十四日

秋田県人事委員会委員長 加賀谷 殷

人事委員会規則一一 一(公平委員会の事務委託市町村及び一部事務組合の管理職員等の範囲)の一部を改正する規則

規則一一 一(公平委員会の事務委託市町村及び一部事務組合の管理職員等の範囲)の一部を次のように改正する。

別表第一鹿角市本庁の項中「議会事務局 局長」を「議会事務局 局長、次長」に、「総務課」を「参事、総務課」に、「課長補佐」を「班長」に改め、同表鹿角市

「花輪第一保 園長

育園

毛馬内保育 園長

園

を削り、同表小坂町

園

本庁の項中「課長、室長」を「部長、課長」に、「課長」を「次長、課長」に改

める。

附則

この規則は、公布の日から施行する。

人事委員会規則一三 〇(一般職の任期付職員の採用等)をここに公布する。

平成十四年十二月二十四日

秋田県人事委員会委員長 加賀谷 殷

人事委員会規則一三 〇(一般職の任期付職員の採用等)(趣旨)

第一条 この規則は、一般職の任期付職員の採用等に関する条例(平成十四年秋田県条例第六十九号。以下「条例」という。)第四条第二項及び第四項並びに第六条の規定に基づき、任期付職員の採用及び給与の特例に関し必要な事項を定めるものとする。

(任期を定めた採用の公正の確保)

第二条 任命権者は、条例第二条各項の規定に基づき、選考により、任期を定めて職員を採用する場合には、性別その他選考される者の属性を基準とすることなく、及び情実人事を求める圧力又は働きかけその他の不当な影響を受けることなく、選考される者について従事させようとする業務に必要とされる専門的な知識経験又は優れた識見の有無をその者の資格、経歴、実務の経験等に基づき経歴評定その他客観的な判定方法により公正に検証しなければならないものとする。

2 人事委員会は、地方公共団体の一般職の任期付職員の採用に関する法律(平成十四年法律第四十八号)第三条第三項の承認に当たっては、任期を定めた採用の公正を確保するため特に必要があると認めるときは、行政運営に関し優れた識見を有する者の意見を聴くものとする。

(人事異動通知書の交付)

第三条 任命権者は、次に掲げる場合には、職員に対して、人事異動通知書を交付しなければならない。

一 条例第二条各項の規定により任期を定めて職員を採用する場合
二 条例第二条各項の規定により任期を定めて採用された職員の任期を更新する場合
三 任期の満了により前号に規定する職員が当然に退職する場合

(特定任期付職員の号給の決定)

第四条 特定任期付職員(条例第四条第一項に規定する特定任期付職員をいう。以下同じ。)の同項の給料表の号給は、その者の専門的な知識経験又は識見の度並びにその者が従事する業務の困難及び重要な度に応じて決定するものとし、その決定の

基準となるべき標準的な場合は次の各号に定めるとおりとする。

一 高度の専門的な知識経験を有する者がその知識経験を活用して業務に従事する場合 一 号給

二 高度の専門的な知識経験を有する者がその知識経験を活用して困難な業務に従事する場合 二 号給

三 高度の専門的な知識経験を有する者がその知識経験を活用して特に困難な業務に従事する場合 三 号給

四 特に高度の専門的な知識経験を有する者がその知識経験を活用して特に困難な業務に従事する場合 四 号給

五 特に高度の専門的な知識経験を有する者がその知識経験を活用して特に困難な業務で重要なものに従事する場合 五 号給

六 極めて高度の専門的な知識経験又は優れた識見を有する者がその知識経験を活用して特に困難な業務で重要なものに従事する場合 六 号給

七 極めて高度の専門的な知識経験又は優れた識見を有する者がその知識経験を活用して特に困難な業務で特に重要なものに従事する場合 七 号給

(特定任期付職員業績手当)

第五条 条例第四条第四項の特に顕著な業績を挙げたかどうかは、同条第二項又は第三項の規定により特定任期付職員の給料月額が決定された際に期待された業績に照らして判断するものとする。

第六条 特定任期付職員業績手当は、十二月一日(以下「基準日」という。)に在職する特定任期付職員のうち、特定任期付職員として採用された日から当該基準日まで(以下「特定任期付職員業績手当の支給を受けたことのある者」という。)の間、支給を受けた直近の当該手当に係る基準日の翌日から直近の基準日まで(以下「その者の特定任期付職員としての業務に関し特に顕著な業績を挙げたと認められる特定任期付職員」という。)の属する月の規則七 九(期末手当及び勤勉手当)第十四条に規定する期末手当の支給日に支給することができるものとする。

(一般任期付職員の級別資格基準表の適用方法等の特例)

第七条 条例第二条第二項の規定により任期を定めて採用された職員(以下「一般任期付職員」という。)であつて、その者が有する専門的な知識経験、従事する業務等に照らして、規則四 五(職員の任用)第五条第一項各号に掲げる試験のうちいずれかの試験の結果により採用された者に相当する者として人事委員会が認められたものについては、規則七 〇(初任給、昇格、昇給等の基準)(以下「規則七 〇」という。)(別表第二に定める級別資格基準表(以下この条及び次条において「級別資格基準表」という。)(の試験欄の「正規の試験」の区分のうち当該試験に対応する区分を適用することができる。

2 一般任期付職員に対して規則七 〇第十一条第二項の規定を適用する場合において、部内の他の職員との均衡上必要があると認められるときは、級別資格基準表に定める必要経過年数に百分の八十以上百分の百未満の割合を乗じて得た年数をもつて、級別資格基準表の必要経過年数とすることができる。

(一般任期付職員の給料月額の決定等の特例)

第八条 新たに一般任期付職員となつた者の給料月額及びこれに係る次期昇給予定の時期は、採用の日の前日から、級別資格基準表を適用する場合における当該職員の経験年数に相当する期間をさかのぼつた日に採用され、引き続き在職したものとみなして、当該さかのぼつた日において、規則七 〇別表第六に定める初任給基準表(以下この条において「初任給基準表」という。)(を適用して得られる初任給(前条第一項の規定の適用を受ける職員にあつては、同項の規定による級別資格基準表の区分と同一の初任給基準表の試験欄の区分を適用して得られる初任給)を基礎とし、かつ、部内の他の職員との均衡を考慮して昇格、昇給等の規定を適用した場合に当該採用の日におけることとなる給料月額及びこれに係る次期昇給予定の時期の範囲内で決定することができる。

(規則七 〇の規定の適用に関する読替え)

第九条 前条の規定の適用を受ける一般任期付職員については、規則七 〇第十条第一号中「第十八条第一号又は第二号に該当し、同条」とあるのは「規則一三 〇(一般職の任期付職員の採用等)(以下「規則一三 〇」という。)(第八条」と、同規則第二十六条第一項第二号中「第十八条」とあるのは「規則一三 〇第八条」として、これらの規定を適用する。

(補則)

第十条 この規則の施行に関し必要な事項は、人事委員会が別に定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

正 誤

平成十二年十二月二十六日(号外第三号)掲載の人事委員会規則(人事委員会規則七 九(期末手当及び勤勉手当)(印刷誤り)

一 ページ下段表中	任期付研究員条 例第五条第一項	すべての職員	は	任期付研究員条 例第五条第二項	の給料表
-----------	--------------------	--------	---	--------------------	------

すべての職員
の誤り。

発行者

秋田県

秋田市山王四丁目一番一号

購読料金

一月三千五百円

印刷所

印刷者

秋田市山王七丁目五番二十九号
株式会社松原印刷社
電話(0862)8766 F A X(0863)0005
E-mail:matsubara@matsubarainatsu.co.jp
秋田市山王七丁目五番二十九号
松原繁雄